

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定要領

（目的）

第1 この要領は、信州伝統野菜認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、「信州の伝統野菜」のリスト掲載及び伝承地栽培認定の基準を定め、信州伝統野菜認定委員会（以下「委員会」という。）がこの基準に適合する伝統野菜を審査することを目的とする。

（認定対象）

第2 認定の対象は、要綱第2条第1項によりリスト掲載した野菜とする。

（申請者）

第3 申請者は、要綱第2条第1項によりリスト化した「信州の伝統野菜」を生産または生産指導する生産組織・農業者団体・市町村・その他委員会が認める者で、「信州の伝統野菜」の継承発展及び「信州の伝統野菜」による地域の振興を目指す者とする。

2 生産組織が申請する場合は、原則として1品種について市町村内で1生産組織とし、市町村の協力が得られるものとする。市町村は、当該伝統野菜が地域の貴重な資源であることや、伝統野菜の栽培を通じた地域振興を図る観点から、生産組織のとりまとめに積極的に関与することが望ましい。

（生産者の基本姿勢）

第4 生産者は、気象風土に適した適地適作で栽培すると共に、地域における伝統的な農法を踏まえ信州の伝統野菜が持つ本来の特性を発揮できる栽培に努めるものとする。

（リスト掲載及び伝承地栽培認定の基準）

第5 「信州の伝統野菜」のリスト掲載及び伝承地栽培認定基準は別表1及び別表2のとおりとする。

（申請）

第6 要綱第9条の規定による申請は、県が別に定める期日までに「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定申請書（様式1）を申請者の住所を管轄する地域振興局長（以下「地域振興局長」という。）を経由して県に1部提出するものとする。

2 認定を受けた申請者は、年度ごと3月末日時点までの生産状況について、伝承地栽培認定野菜栽培実績等報告書（様式2）を、地域振興局長を経由して4月末日までに県に1部提出するものとする。

（申請の取消し）

第7 申請者は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定申請書を提出した後、第9条第1号に規定する委員会による書類審査実施前までの間において、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定申請取下げ書（様式3）を地域振興局長を経由して県に1部提出することをもって申請を取り下げることができるものとする。

2 県は、申請者からの申請取下げがあった場合、申請の取消しを認めるものとする。

（審査方法及び審査基準）

第8 要綱第10条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

（1）委員会は、提出された「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定申請について書類審査を行うものとする。

（2）委員会は、認定基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（3）現地調査は、委員会のほか県が実施できるものとする。

（4）県は、書類審査及び現地調査の結果を地域振興局長を経由して申請者に通知する。

(認定)

第9 要綱第12条の規定による認定は、委員会の審査に合格した伝統野菜について、長野県が行い、認定書(様式4)を地域振興局を経由して交付するものとする。

なお、認定の期間は3年とする。

(信州の伝統野菜の表示)

第10 要綱第14条による伝承地栽培認定野菜の表示は、別に定める。

(認定台帳)

第11 長野県は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定台帳(様式5)を作成し、保管するものとする。

(認定品のPR)

第12 認定申請者は、地域の誇りうる味として「信州の伝統野菜」のPRに努めるものとする。

付則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月10日から施行する。

この要領は、平成22年12月27日から施行する。

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

この要領は、平成31年3月31日から施行する。

この要領は、令和2年11月26日から施行する。

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

この要領は、令和4年3月17日から施行する。

この要領は、令和6年3月18日から施行する。